

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	公 告	
○令和5年度11月及び3・4月自衛官の募集 (自治振興課)	595	○肥料登録の有効期間の更新 (農産課)	599
○ヤマトサンショウウオ保全回復事業計画の決定 (自然環境保全課)	596	○河川法に基づく措置命令の公告 (京都土木事務所)	〃
○セトウチサンショウウオ保全回復事業計画の決定 (〃)	597	教育委員会	
○キブネダイオウ保全回復事業計画の決定 (〃)	〃	○令和6年度京都府立中学校第1学年生徒募集定員	〃
○ヒメザゼンソウ保全回復事業計画の決定 (〃)	〃	○通学区域の調整(京都府立高等学校)	600
○トモエソウ保全回復事業計画の決定 (〃)	598	○令和6年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員	〃
○ユキミバナ保全回復事業計画の決定 (〃)	〃	○令和6年度京都市立高等学校第1学年生徒募集定員等	608
○公共測量の実施 (用地課)	〃	○令和6年度京都府立中学校入学者選抜要項	609
		○令和6年度京都府公立高等学校入学者選抜要項	〃
		公安委員会	
		○一般競争入札の実施	〃
		○公募型プロポーザルの実施	611

告 示

京都府告示第435号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和5年度11月及び3・4月自衛官(自衛官候補生)の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和5年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者(ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。)で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

- 自衛隊各駐屯地及び基地
- 次に掲げる場所

ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)

URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>

Email recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp

- イ 京都募集案内所 京都市下京区烏丸通六条上る北町181（第5キョートビル1F）
（電話（075）361-5587）
- ウ 河原町募集案内所 京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412（シエモア河原町1F）
（電話（075）221-3266）
- エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町9（春風堂ビル1F）
（電話（0773）23-0416）
- オ 舞鶴地域事務所 舞鶴市余部下1190
（電話（0773）63-3272）
- カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5（S.C OKUBOビル202号室）
（電話（0774）44-7139）
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26
（電話（0771）24-4170）
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975（ミックビル1F）
（電話（0772）64-2498）

3 試験科目

筆記試験（国語、数学、地理、歴史及び公民）、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※1

方式	受付期間※2	筆記試験期日	筆記試験会場	口述試験・ 身体検査期日	口述試験・身体検査会場
WEB方式	令和5年9月5日 （火）まで（必着）	令和5年9月18日 （月）・令和5年 9月19日（火）の いずれか1日	任意の場所	令和5年9月23日 （土）	海上自衛隊舞鶴教育隊 （舞鶴市）
				令和5年9月29日 （金）・令和5年 9月30日（土）の いずれか1日	陸上自衛隊桂駐屯地（京 都市西京区）

※1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後5時まで（必着）

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部
京都市中京区西ノ京笠殿町38
（電話（075）803-0820）

京都府告示第436号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第31条第1項の規定により定めたヤマトサンショウウオ保全回復事業計画の概要は、次のとおりである。

なお、京都府総合政策環境部自然環境保全課及び京都府保健所において当該計画を閲覧することができる。

令和5年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 計画の名称

ヤマトサンショウウオ保全回復事業計画

2 計画の概要

(1) 事業の目標

府内において絶滅の危機にひんしているヤマトサンショウウオについて、自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。

(2) 事業の区域

京都府における本種の分布域及び事業において飼育下での繁殖を行う区域

(3) 事業の内容

- ア 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積
- イ 地域における個体群の保護
- ウ 生息地における生息環境の維持及び改善
- エ 人工飼育下における繁殖
- オ 事業を効果的に推進するための方策



京都府告示第437号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第31条第1項の規定により定めたセトウチサンショウウオ保全回復事業計画の概要は、次のとおりである。

なお、京都府総合政策環境部自然環境保全課及び京都府保健所において当該計画を閲覧することができる。

令和5年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 計画の名称
セトウチサンショウウオ保全回復事業計画
- 2 計画の概要
 - (1) 事業の目標
府内において絶滅の危機にひんしているセトウチサンショウウオについて、自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。
 - (2) 事業の区域
京都府における本種の分布域及び事業において飼育下での繁殖を行う区域
 - (3) 事業の内容
 - ア 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積
 - イ 地域における個体群の保護
 - ウ 生息地における生息環境の維持及び改善
 - エ 人工飼育下における繁殖
 - オ 事業を効果的に推進するための方策



京都府告示第438号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第31条第1項の規定により定めたキブネダイオウ保全回復事業計画の概要は、次のとおりである。

なお、京都府総合政策環境部自然環境保全課及び京都府保健所において当該計画を閲覧することができる。

令和5年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 計画の名称
キブネダイオウ保全回復事業計画
- 2 計画の概要
 - (1) 事業の目標
府内において絶滅の危機にひんしているキブネダイオウについて、自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。
 - (2) 事業の区域
京都市内における本種の分布域及び事業において生育地外での栽培を行う区域
 - (3) 事業の内容
 - ア 生育状況等の把握
 - イ 地域における個体群の保護
 - ウ 生育地における生育環境の維持及び改善
 - エ 人工繁殖等の実施
 - オ 事業を効果的に推進するための方策



京都府告示第439号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第31条第1項の規定により定めたヒメザゼンソウ保全回復事業計画の概要は、次のとおりである。

なお、京都府総合政策環境部自然環境保全課及び京都府保健所において当該計画を閲覧することができる。

令和5年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 計画の名称
ヒメザゼンソウ保全回復事業計画
- 2 計画の概要
 - (1) 事業の目標
府内において絶滅の危機にひんしているヒメザゼンソウについて、自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。
 - (2) 事業の区域
丹後地域、南丹地域、京都市域北部における本種の分布域及び事業において生育地外での栽培を行う区域
 - (3) 事業の内容
 - ア 生育状況等の把握
 - イ 地域における個体群の保護
 - ウ 生育地における生育環境の維持及び改善
 - エ 人工繁殖等の実施
 - オ 事業を効果的に推進するための方策

京都府告示第440号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第31条第1項の規定により定めたトモエソウ保全回復事業計画の概要は、次のとおりである。

なお、京都府総合政策環境部自然環境保全課及び京都府保健所において当該計画を閲覧することができる。

令和5年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 計画の名称

トモエソウ保全回復事業計画

2 計画の概要

(1) 事業の目標

府内において絶滅の危機にひんしているトモエソウについて、自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。

(2) 事業の区域

京都府における本種の分布域及び事業において生育地外での栽培を行う区域

(3) 事業の内容

- ア 生育状況等の把握
- イ 地域における個体群の保護
- ウ 生育地における生育環境の維持及び改善
- エ 人工繁殖等の実施
- オ 事業を効果的に推進するための方策

京都府告示第441号

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）第31条第1項の規定により定めたユキミバナ保全回復事業計画の概要は、次のとおりである。

なお、京都府総合政策環境部自然環境保全課及び京都府保健所において当該計画を閲覧することができる。

令和5年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 計画の名称

ユキミバナ保全回復事業計画

2 計画の概要

(1) 事業の目標

府内において絶滅の危機にひんしているユキミバ

ナについて、自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。

(2) 事業の区域

京都府における本種の分布域及び事業において生育地外での栽培を行う区域

(3) 事業の内容

- ア 生育状況等の把握
- イ 地域における個体群の保護
- ウ 生育地における生育環境の維持及び改善
- エ 開花条件の検討及び種子繁殖技術の確立
- オ 事業を効果的に推進するための方策

京都府告示第442号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

令和5年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

京都市北区上賀茂及び西賀茂地内、左京区岩倉、上高野及び静市地内、山科区勤修寺及び小野地内、南区久世地内、西京区川島、大原野及び大枝地内並びに伏見区小栗栖、石田、醍醐及び日野地内

2 測量の期間

令和5年7月6日から令和6年2月29日まで

3 測量の種類

公共測量（都市計画基本図修正測量）

京都府告示第443号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である精華町長から通知があった。

令和5年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

相楽郡精華町全域

2 測量の期間

令和5年8月16日から令和6年3月29日まで

3 測量の種類

公共測量（数値地形図データ作成）

公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

登録番号	肥 料 類 種	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生 産 業 者		登 録 有 効 期 限
					氏名又は名称	住 所	
京 都 府 第439号	米ぬか油 かす及び その粉末	脱脂米糠	窒素全量 2.5% りん酸全量 5.0% 加里全量 1.5%	該当事項なし	小川食品工業 株式会社	長岡京市神足四反田13	令 11. 9. 5

河川法（昭和39年法律第167号）第24条、第26条第1項又は第29条第1項に違反する行為について、同法第75条第1項の規定による措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定により、次の措置を行うべきことを公告する。

なお、違反行為が行われている場所を示す図面は、次の閲覧場所において、令和5年8月29日から令和5年9月28日まで閲覧することができる。

令和5年8月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 違反行為が行われている場所
京都市北区衣笠開キ町79番地及び79番地先（一級河川淀川水系天神川右岸）
- 違反行為
 - 工作物の設置
 - 廃物の投棄
- 行うべき措置の内容
5の連絡先に申し出た上で、令和5年9月28日までに京都府京都土木事務所長の指示に従い、違反行為に係る物件を除却し、土地を原状回復すること。
- 京都府京都土木事務所長による措置等
3の措置が行われなときは、京都府京都土木事務所長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う。この場合、当該措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定により当該措置を行うべき者の負担とする。
- 閲覧場所及び連絡先
〒606-0821 京都市左京区賀茂今井町10の4
京都府京都土木事務所施設保全・用地課
電話（075）701-0102

教 育 委 員 会

京都府教育委員会告示第6号

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）第32条の規定により、令和6年度京都府立中学校第1学年生徒募集定員を定める。

令和5年8月29日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

中学校の募集定員

（単位 人）

中 学 校 名	募集定員
京都府立洛北高等学校附属中学校	80
京都府立南陽高等学校附属中学校	40
京都府立園部高等学校附属中学校	40
京都府立福知山高等学校附属中学校	40

京都府教育委員会告示第7号

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第2条第3項の規定により、次のとおり通学区域の調整を行い、令和6年度第1学年入学者に適用する。

令和5年8月29日

京都府教育委員会
教育長 前川 明 範

京都市・乙訓通学圏	京都府立北桑田高等学校	普通科	12人以内
	京都府立東宇治高等学校	普通科	28人以内
府の区域の全部（京都府立洛北高等学校（普通科）の通学区域を除く。）	京都府立洛北高等学校	普通科	80人以内
府の区域の全部（京都府立城南菱創高等学校（普通科）の通学区域を除く。）	京都府立城南菱創高等学校	普通科	80人以内

調整の対象となる通学区域	高等学校名	学科及び人数
京都市・乙訓通学圏、山城通学圏及び口丹通学圏	京都府立綾部高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
京都市・乙訓通学圏、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏	京都府立西城陽高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
	京都府立久御山高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
府の区域の全部（京都府立洛北高等学校（普通科（スポーツ総合専攻））、京都府立鳥羽高等学校（普通科（スポーツ総合専攻））及び京都府立亀岡高等学校（普通科（美術・工芸専攻））の通学区域を除く。）	京都府立洛北高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
	京都府立鳥羽高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
	京都府立亀岡高等学校	普通科(美術・工芸専攻) 15人以内



京都府教育委員会告示第8号

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）第32条の規定により、令和6年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員を別表のとおり定める。

令和5年8月29日

京都府教育委員会
教育長 前川 明 範

別表

- 1 全日制の課程の募集定員
 - (1) 全日制の課程（単位制による課程を除く。）
 - ア 普通科

(単位 人)

(単位 人)

通学圏名	高等学校名	募集定員
	鴨 沂	240
	北 稜	240
	朱 雀	200
	洛 東	240
	嵯 峨 野	120

通学圏名	高等学校名	募集定員
山 城	東 宇 治	280
	菟 道	280
	城 陽	280
	西 城 陽	240
	久 御 山	200

京 都 市 ・ 乙 訓	北 嵯 峨	280	口 丹	田 辺	160
	桂	280		木 津	160
	洛 西	280		南 陽	160
	桃 山	280		北 桑 田	60
	東 稜	240		園 部	120
	洛 水	160		須 知	60
	向 陽	200		綾 部	180
	乙 訓	200		福 知 山	160
	西 乙 訓	160		東 舞 鶴	120
			西 舞 鶴	160	
			丹 後	峰 山	160
			合 計	5,900	

- 備考1 東宇治高等学校の募集定員については、京都市・乙訓通学圏及び山城通学圏を併せた定員である。
 なお、京都市・乙訓通学圏から入学できる者は28人以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。
- 2 北桑田高等学校の募集定員については、京都市・乙訓通学圏及び口丹通学圏を併せた定員である。
 なお、京都市・乙訓通学圏から入学できる者は12人以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。
- 3 口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校にあっては、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学できる者は、それぞれ表示定員の100分の30以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。

イ 普通科（スポーツ総合専攻）

（単位 人）

通 学 圏 名	高 等 学 校 名	募 集 定 員
山 城	西 城 陽	40
	久 御 山	40
中 丹 丹 後	綾 部	40
合 計		120

- 備考1 西城陽高等学校及び久御山高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、山城通学圏以外の通学圏から入学できる者は、それぞれ20人以内とする。
- 2 綾部高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、中丹通学圏及び丹後通学圏以外の通学圏から入学できる者は、20人以内とする。

ウ 普通科総合選択制

（単位 人）

通 学 圏 名	高 等 学 校 名	募 集 定 員
山 城	京 都 八 幡	160

エ 農業に関する学科

(単位 人)

高等学校名 (分校名)	学科名	合 計	工 植 イ 物 ト ク 科 リ	ビ 園 ジ ネ ス 科 芸	園 シ ス テ 芸 科 ム	フ 京 オ レ ス ト 科 都	・ 環 境 創 造 科 ・ 園 芸 技 術 科 ・ 農 業 生 産 科 ・ 農 業 学 科 群	食 品 科 学 科	農 芸 化 学 科	農 業 科	園 芸 科
桂		80	40	40							
木 津		40			40						
北 桑 田		30				30					
農 芸		100					100				
須 知		30						30			
綾 部 (東)		60							30	(30)	(30)
合 計		340	40	40	40	30	100	30	30	(30)	(30)

備考1 農芸高等学校の農業生産科、園芸技術科及び環境創造科については、農業学科群での募集とする。

2 綾部高等学校の括弧内の募集定員については、農業科及び園芸科を併せた定員であり、それぞれの学科の定員は15人を標準とする。

オ 工業に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計	工 学 探 究 科	機 械 技 術 科	電 気 技 術 科	自 動 車 科	機 械 ジ ー テ ク ノ ロ ジ ー 科	技 ロ ボ ッ ト 技 術 科	ノ 電 気 ジ ー テ ク ノ ロ ジ ー 科	テ 環 ザ イ ン 科 境	ノ 情 報 ジ ー テ ク ノ ロ ジ ー 科	機 械 創 造 科
田 辺		130	40	30	30	30						
工 業		180					36	36	36	36	36	
峰 山		30										30
合 計		340	40	30	30	30	36	36	36	36	36	30

カ 商業に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計	起 業 創 造 科	企 画 科	情 報 企 画 科
京 都 す ば る		200	80	120	
木 津		40			40
合 計		240	80	120	40

キ 水産に関する学科

(単位 人)

学科名	海洋学科群 (海洋科学科・海洋工学科・海洋資源科)	
高等学校名	海 洋	95

備考 海洋科学科、海洋工学科及び海洋資源科については、海洋学科群での募集とする。

ク 情報に関する学科

(単位 人)

学科名	情報科学科	
高等学校名	京 都 ず ば る	80

ケ 福祉に関する学科

(単位 人)

学科名	介護福祉科	
高等学校名 (分校名)	京 都 八 幡 (南)	30

コ 体育に関する学科

(単位 人)

学科名	スポーツ 健康科学科	
高等学校名	乙 訓	40

サ その他専門教育を施す学科

(単位 人)

高等学校名 (分校名)	合 計	京都こすもす科		自然科学科	人間科学科	リサイ エ ン チ ン ス	文理 科学科	理 数 探 究 科
		系 統 自 然 科 学	学 統 人 間 科 学 系 統 ・ 自 然 科 学 系 統 共 修 科					
嵯 峨 野	200	80	120					
桃 山	80			80				
京 都 八 幡 (南)	30				30			
南 陽	80					80		
福 知 山	40						40	
西 舞 鶴	40							40
合 計	470	80	120	80	30	80	40	40

備考 嵯峨野高等学校の人間科学系統・自然科学系統（共修）については、くくり募集とする。

(2) 単位制による全日制の課程

ア 普通科

(単位 人)

高等学校名 (学舎名)	募集定員
山 城	320
洛 北	160
鳥 羽	160
城 南 菱 創	160
亀 岡	200
宮津天橋 (宮津学舎)	120
宮津天橋 (加悦谷学舎)	80
丹後緑風 (網野学舎)	66
合 計	1,266

備考1 洛北高等学校及び城南菱創高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科の通学区域以外から入学できる者は、それぞれ80人以内とする。

2 亀岡高等学校、宮津天橋高等学校及び丹後緑風高等学校については、京都市（京都京北小中学校の通学区域に限る。）、亀岡市、南丹市、京丹波町、綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町から当該高等学校の普通科の通学区域を除いた地域から入学できる者は、それぞれ表示定員の100分の30以内とし、前期選抜に志願する場合に限るものとする。

イ 普通科（スポーツ総合専攻）及び普通科（美術・工芸専攻）

（単位 人）

高等学校名	学科名	合 計	普通科 （スポーツ総合専攻）	普通科 （美術・工芸専攻）
洛 北		40	40	
鳥 羽		40	40	
亀 岡		30		30
合 計		110	80	30

備考1 洛北高等学校及び鳥羽高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科（スポーツ総合専攻）の通学区域以外から入学できる者は、それぞれ20人以内とする。

2 亀岡高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科（美術・工芸専攻）の通学区域以外から入学できる者は、15人以内とする。

ウ 農業に関する学科

（単位 人）

高等学校名 (学舎名)	学科名	
丹後緑風（久美浜学舎）	アグリサイエンス科	30

エ 工業に関する学科

（単位 人）

高等学校名 (学舎名)	学科名	
宮津天橋（宮津学舎）	建築科	30

オ 商業に関する学科

（単位 人）

高等学校名 (学舎名)	学科名	
丹後緑風（網野学舎）	企画経営科	24

カ その他専門教育を施す学科

(単位 人)

高等学校名 (学舎名)	合 計	文 理 総 合 科	グ ロ ー バ ル 科	教養科学科		探 究 文 理 科	ク ミ エ イ ト 科
				統 合 科 学 ・ 系 社	人 文 ・ 自 然 科 学 系 統		
山 城	40	40					
鳥 羽	80		80				
城 南 菱 創	80				80		
亀 岡	40					40	
丹後緑風 (久美浜学舎)	20						20
合 計	260	40	80		80	40	20

備考 城南菱創高等学校の人文・社会科学系統及び自然科学系統については、くくり募集とする。

キ 総合学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計	総 合 学 科	地 域 創 生 科
南 丹		170	170	
大 江		90		90
合 計		260	170	90

2 定時制の課程の募集定員

(1) 定時制の課程 (単位制による課程を除く。)

ア 昼間

(単位 人)

高等学校名	分校名	募集定員	学科名
北 桑 田	美 山	40	農業科・家政科
福 知 山	三 和	40	農業科・家政科
合 計		80	

備考 北桑田高等学校及び福知山高等学校の募集定員については、農業科及び家政科を併せた定員であり、それぞれの学科の定員は20人を標準とする。

イ 夜間

(単位 人)

高等学校名	分校名	募集定員	学科名
綾 部	東	40	普通科
東 舞 鶴	浮 島	40	
合 計		80	

(2) 単位制による定時制の課程

ア 昼間 (二部制)

(単位 人)

高等学校名	コース名	募集定員	学科名
清 明	午 前	120	普通科
	午 後		

備考 募集定員については、午前コース及び午後コースを併せた定員であり、午前コースは60人から90人、午後コースは30人から60人とする。

イ 昼間

(単位 人)

高等学校名	募集定員	学科名
清 新	90	総合学科

ウ 夜間

(単位 人)

高等学校名	学科名	学科名		
		合 計	普通科	商業科
朱 雀		90	90	
鳥 羽		90	90	
桃 山		90	60	30
合 計		270	240	30

3 通信制の課程の募集定員

単位制による通信制の課程

(単位 人)

高等学校名	募集定員	学科名
朱 雀	160	普通科
西 舞 鶴	120	
合 計	280	



京都市教育委員会から、令和6年度第1学年入学者に適用する通学区域の調整及び令和6年度京都市立高等学校第1学年生徒募集定員を次のように決定した旨通知があった。

令和5年8月29日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

1 通学区域の調整

調整の対象となる通学区域	高等学校名	学科及び人数
京都市（右京区役所京北出張所の所管区域内に限る。）、宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町	京都市立日吉ヶ丘高等学校	普通科（単位制） 20人以内
京都市（右京区役所京北出張所の所管区域内に限る。）、宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町	京都市立紫野高等学校	アカデミア科 20人以内

2 募集定員

(1) 全日制課程

(単位 人)

高等学校名	設置学科 合計	普通教育を主とする学科		専門教育を主とする学科								
		普通科	その他普通教育を施す学科 （その他普通教育を施す学科）	工業に関する学科		音楽に関する学科	美術に関する学科	その他専門教育を施す学科				
				プロジェクト分野 （ものづくり分野）	プロジェクト分野 （まちづくり分野）			エンジニアリング	数科	フロンティア理 探究科 （人間探究科・自然	アカデミア科	
西 京	160							160				
美 術 工 芸	90						90					
京 都 堀 川 音 楽	40					40						
京 都 工 学 院	240			108	72				60			
堀 川	240	80								160		
日 吉 ヶ 丘	240	240										
紫 野	280	200										80
開 建	240		240									
合 計	1,530	520	240	108	72	40	90	160	60	160		80

- 備考1 西京高等学校の募集定員には、西京高等学校附属中学校からの内部進学者数は含まない。
- 2 堀川高等学校の人間探究科及び自然探究科については、探究学科群での募集とする。
- 3 日吉ヶ丘高等学校は、単位制による全日制課程である。

(2) 定時制課程

(単位 人)

高等学校名	合計	学科名
京都奏和	80	普通科 80
合計	80	

備考 京都奏和高等学校は、単位制による定時制課程である。



令和6年度京都府立中学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月29日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

- 1 令和6年度京都府立中学校入学者選抜要項において定めた事項
 - (1) 志願者の資格
 - (2) 入学者の募集
 - (3) 通学区域
 - (4) 出願の要領
 - (5) 入学者の選抜
 - (6) 適性をみる検査結果の開示
 - (7) 保護者届及び住所等に関する届並びに府外居住者が入学志願するための許可申請手続(特別事情具申)
 - (8) 入学予定者の決定後の処理
 - (9) その他
- 2 縦覧場所等
京都府教育庁指導部高校改革推進室において縦覧に供するほか、京都府教育委員会のホームページ(<https://www.kyoto-be.ne.jp/>)上に掲示する。
- 3 縦覧期間
令和5年8月29日から令和6年3月31日まで



令和6年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月29日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

- 1 令和6年度京都府公立高等学校入学者選抜要項において定めた事項
 - (1) 志願者の資格
 - (2) 高等学校入学者の募集及び通学区域
 - (3) 入学者選抜の種類と学力検査
 - (4) 出願の要領(全日制・定時制共通)
 - (5) 前期選抜(全日制・定時制共通)
 - (6) 特別入学者選抜
 - (7) 中期選抜(全日制・定時制共通)
 - (8) 後期選抜(全日制・定時制共通)
 - (9) 通信制
 - (10) 合格者発表後の処理
 - (11) 前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜の学力検査(追検査を含む。)得点の開示(全日制・定時制共通)
 - (12) 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の手続(特別事情具申)(全日制)
- 2 縦覧場所等
京都府教育庁指導部高校改革推進室において縦覧に供するほか、京都府教育委員会のホームページ(<https://www.kyoto-be.ne.jp/>)上に掲示する。
- 3 縦覧期間
令和5年8月29日から令和6年3月31日まで

公 安 委 員 会

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である。

令和5年8月29日

京都府警察本部長 白 井 利 明

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
共通基盤用端末装置等の賃貸借 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間
令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- (4) 納入場所
京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2258
- (2) 仕様書の交付場所
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部情報管理課
電話075-451-9111 内線2416
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和5年8月29日（火）から令和5年9月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。

イ 入手方法

- (ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。
- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」
- (3) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申

請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(3)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和5年8月29日（火）から令和5年9月11日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書を入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和5年10月11日（水）午後2時

イ 場所
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限
令和5年10月10日（火）

(イ) 提出先
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者
開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法
持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることとはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金
免除する。

8 その他
(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 詳細は、入札説明書による。
(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary
(1) The nature and quantity of the product to be leased
Lease contract for terminal equipment for common infrastructure, 1 set
(2) The time, date and place for tender
2:00 PM Wed., 11, Oct, 2023
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
(3) Time-limit for tender by mail
Tue., 10, Oct, 2023
(4) The time, date and place for the opening of tender
2:00 PM Wed., 11, Oct, 2023
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
(5) Contact point for the notice
Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
TEL 075-451-9111 Ext.2258



次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

令和5年8月29日

京都府警察本部長 白井利明

1 業務概要

(1) 業務名

京都府舞鶴警察署新築工事基本・実施設計業務

(2) 業務内容

建築設計業務委託特記仕様書及び業務概要書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

(4) 委託上限額

234,268,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

この業務に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす単体企業又は設計共同企業体であること。設計共同企業体である場合は、構成員の数を2者とし、全ての構成員が次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

(3) 府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

(4) 技術提案募集に係る公告の日から契約の相手方の候補者特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて技術提案に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録をしていること。また、同法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。

(8) この業務の公示時点において、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が5名以上所属していること。

(9) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、この業務の公示時点において、技術提案に参加する者と直接的かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。また、管理技術者は、一級建築士の資格を取得後、10年以上の実務経験があること。

(10) 国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人、公立大学法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人が発注する委託で、平成20年度以降に完工した、延床面積が2,000平方メートル以上の建築物の新築又は増築部分の床面積が2,000平方メートル以上の建築物の増築に係る基本又は実施設計業務の元請としての実績を有する者であること（設計共同企業体の場合は、出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上の実績を有する者に限る。）。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課

電話番号 075-451-9111

ファクシミリ番号 075-441-8588

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間

令和5年8月29日（火）から令和5年10月17日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

(1)の担当部署で配布するほか、京都府警察ホームページ「入札・プロポーザルのお知らせ」（https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすることができる。

なお、「舞鶴警察署新庁舎建設工事基本計画策定業務基本構想書」の居室名等表示の資料、基礎杭及び地下構造物に関する資料及び京都府警察業務継続計画に関する資料については、参加表明者に対し、(1)の担当部署において配布するとともに、後日回収するものとする。

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限

令和5年9月14日（木）正午

提出期限後に到着した応募書類は、無効とする。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類

「参加表明書及び技術提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）参照

オ 参加表明書に関する質疑・回答

(ア) 受付期間

令和5年8月29日（火）午前9時から令和5年9月5日（火）正午まで

(イ) 質疑方法

作成要領の質疑書（様式2。以下「質疑書」という。）に必要事項を記入の上、持参のほか、郵送又はファクシミリにより(1)の担当部署に提出すること。ただし、持参の場合は日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（最終日を除く。）とし、郵送の場合は令和5年9月5日（火）必着とする。

(ウ) 回答日

令和5年9月12日（火）

(エ) 回答方法

質問への回答は、ホームページに公表し、個別には回答しない。

(4) 技術提案書の提出要請

(3)のエの提出書類をもとに、「京都府舞鶴警察署新築工事基本・実施設計業務に係る公募型プロポーザル方式評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、京都府舞鶴警察署新築工事基本・実施設計業務に係る公募型プロポーザル方式選定会議（以下「選定会議」という。）において、技術提案書の提出を求める者として評価点上位の5者程度を選定し、技術提案書提出要請書を送付する。

(5) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限

令和5年10月17日（火）正午
提出期限後に到着した応募書類は、無効とする。

イ 提出場所

別途通知する。

ウ 提出方法

(3)のウに同じ。

エ 提出書類

「作成要領」参照

オ 技術提案書に関する質疑・回答

(ア) 受付期間

技術提案書提出要請後から令和5年9月29日（金）正午まで

(イ) 質疑方法

質疑書に必要事項を記入の上、持参のほか、郵送又はファクシミリによりイに提出すること。ただし、持参の場合は日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（最終日を除く。）とし、郵送の場合は令和5年9月29

日（金）必着とする。

(ウ) 回答日

令和5年10月6日（金）

(エ) 回答方法

(3)のオの(エ)に同じ。

4 評価方法等

(1) 評価方法

参加表明書については評価基準に基づき評価し、技術提案書についてはプレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で評価基準に基づき、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、日時及び場所については、技術提案書提出要請と併せて通知する。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で、参加表明書及び技術提案書の総合点が最も高い者を、選定会議において契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で委託業務参考見積価格を再作成し、再提出された委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア及びイにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 募集要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 委託業務参考見積価格の金額が、1の(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

5 選定結果の通知及び公表

技術提案書の提出を求める者の選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者選定後、技術提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者選定結果通知日の翌日（その日が府の休日の場合は、その日以降で直近の府の休日でない日）に、次の項目についてホームページにおいて公表するとともに、3の(1)の担当部署において閲覧に供するものとする。

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
 (1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

- (3) 外部有識者の所属、役職名及び氏名

なお、技術提案書の提出を求める者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者のうち、契約の相手方の候補者として選定されなかった者は、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、書面（様式任意）により3の(1)の担当部署に対して、非選定理由に係る説明を請求することができるものとする。

6 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

- (2) 受託者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 契約代金の支払については、精算払のほか、保証会社の保証を条件として業務着手後に各年度の支払限度額の3割以内の額を前払金として請求することができる。

- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。

なお、この場合、次順位者を候補者とする。

- (5) 基本設計完了時に、部分引き渡しに係る支払を請求することができる。ただし、各年度における支払限度額を超えて請求することはできない。

7 留意事項

- (1) 参加及び辞退に係る取扱い

ア 単体で参加する者は設計共同企業体の構成員として参加することができず、設計共同企業体の構成員として参加する者は単体で参加することができない。

イ 参加表明書及び技術提案書については、1者又は1設計共同企業体につき1提案に限る。

ウ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、具体的な理由を付して書面により届け出るものとする（様式任意）。

- (2) 提出された書類に係る取扱い

ア 提出された書類は、このプロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）に基づき取り扱うこととする。

イ 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 技術提案書等の著作権は、提案者に帰属するが、公表等の使用については、提案者は承諾する

ものとする。

オ 技術提案書等に含まれる著作権、特許権等日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

カ 提出した書類の差替、訂正又は再提出をすることはできない。ただし、京都府から指示があった場合を除く。

キ 書類を提出した後、京都府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

- (3) その他

ア 提出書類の作成、提出、ヒアリング、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

イ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

ウ 参加者が1者又は1設計共同企業体の場合は、このプロポーザル手続を中止することがある。

エ この業務及びこの業務に直接関係する他の設計業務等の受託者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者又は一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、今後発注する予定の京都府舞鶴警察署新築工事の受注者となることはできない。

オ 建築設計業務委託特記仕様書、業務概要書、作成要領、評価基準及び質疑書は3の(1)の担当部署で配布するほか、ホームページからダウンロードすることができる。

8 Summary

- (1) Main content of contract:

Basic and practical design for construction of the building and facilities of the Kyoto Prefectural Maizuru Police Station

- (2) Deadline for submission of application documents for participation:

12:00 p.m. on Thursday, September 14th, 2023

Submit to: Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters
 Address: 85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori Kamigyō-ku, Kyoto 602-8550 Japan

- (3) Deadline for submission of documents related to technical proposal:

12:00 p.m. on Tuesday, October 17th, 2023

Submit to: Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters
 The address will be advised separately in due course.

- (4) For further information, please contact:

Accounting Division, Administrative Department,

Kyoto Prefectural Police Headquarters

Address: 85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru,
Shimochojamachi-dori Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550
Japan

TEL: (075) 451-9111 FAX: (075) 441-8588